

中原区役所業務改善・庁舎レイアウト検討委員会設置要綱

29川中総第917号

平成29年12月1日付け局長決裁

(目的)

第1条 中原区役所来庁者の利便性及び業務の効率性の向上及び職員の快適な職場環境の形成・促進を図るため、業務改善及び区役所庁舎レイアウト等を検討及び審査することを目的として、中原区役所業務改善・庁舎レイアウト検討委員会（以下「検討委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査検討する。

- (1) 業務効率の向上に向けた対策に関すること。
- (2) 中原区役所職員提案の審査に関すること。
- (3) 事務・事業用の事務室・面接室（面談室）及びそれに附帯する書庫・ロッカー・倉庫並びに休憩室・更衣室等の配置及びスペースに関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員等)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる者で構成する。

(委員及び委員長)

第4条 検討委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副区長をもって充て、副委員長は区民サービス部長を充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が召集し、議長となる。

(検討作業部会)

第6条 検討委員会には検討作業部会を設置することができる。

- 2 検討作業部会の構成等は、委員長が検討委員会に諮って決定する。
- 3 検討作業部会は、委員長を補佐し、第2条の各号に掲げる事項について調査検討する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、検討委員会に諮り関係者の出席を求めることができる。

(審査結果の通知)

第8条 第2条第1項第2号に係る職員提案における審査結果については、提案者に通知するものとする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

所属	委員
区役所	副区長 (まちづくり推進部長)
	区民サービス部長
	保健福祉センター所長
	保健福祉センター副所長
	保健福祉センター担当部長
	道路公園センター所長
	総務課長
	企画課長
支部組合	中原支部
	民生支部福祉事務所分会中原班